

2023年8月8日

吸収分割に関する事後開示事項

(会社法 791 条 1 項第 1 号及び会社法施行規則 189 条
並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める書面)

所在地 山口県下関市細江町二丁目 2 番 1 号
会社名 株式会社 REVOLUTION
代表取締役 ジョン・フー



所在地 山口県下関一の宮町二丁目 17 番 2 号
会社名 緑都開発株式会社
代表取締役 小松 靖之介



株式会社 REVOLUTION (以下「分割会社」といいます。)と緑都開発株式会社 (以下「承継会社」といいます。)は、2023年6月23日付け吸収分割契約を締結し、2023年8月1日を吸収分割の効力発生日として、分割会社から、承継会社が賃貸管理事業 (以下「分割対象事業」といいます。)に関する権利義務を承継する吸収分割 (以下「本件分割」といいます。)を実施いたしました。

本件分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号および会社法施行規則第 189 条ならびに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日 (会社法施行規則第 189 条第 1 号)
2023年8月1日
2. 分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過 (会社法施行規則第 189 条第 2 号)
 - (1) 反対株主の差止請求手続について (会社法第 784 条の 2)

分割会社においては、本件分割は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 785 条）

分割会社においては、本件分割は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第 787 条）

分割会社においては、会社法第 787 条第 2 項及び第 3 項の規定に該当する新株予約権者は存在しないため、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第 789 条）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項および第 3 項の規定に従い、2023 年 6 月 30 日付の官報において公告するとともに、同日付の電子公告により、債権者に対し本件分割に対する異議申述の催告を行いました。申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 反対株主の差止請求について（会社法第 796 条の 2）

会社法第 796 条の 2 の規定に従い、分割会社に対して本件分割をやめることを請求した株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項に従い、2023 年 7 月 10 日付で本件分割をする旨ならびに分割会社の商号および住所の通知を行いました。自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求した反対株主はありませんでした。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に従い、2023 年 6 月 30 日付の官報において公告するとともに、同日付の日刊新聞紙による公告により、債権者に対し本件分割に対する異議申述の催告を行いました。申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、本件分割に基づき、分割会社の本件分割対象事業に関する権利義務を承継しました。なお、吸収分割承継会社が、吸収分割会社から承継した資産および負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：163,086 円

承継負債の額：162,891 円

5. 会社法第 921 条の変更の登記（吸収分割による変更の登記）をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2023 年 8 月 10 日（予定）

6. 前各項に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

分割会社は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、本件分割契約について会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本件分割を行いました。なお、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき本件分割に反対する旨を通知した分割会社の株主はいませんでした。

以上